令和３年度　第３回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和３年12月16日（金）10時～11時10分

場　　所　大阪府立男女共同参画・青少年センター５階大会議室２

出席委員　北詰部会長・兒山委員・前田委員・横松委員（４名）

議　　題　（１）意見具申（案）について

　　　　　（２）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

1. 意見具申（案）について

◆［部会長］

　　これまでの審議会にて、今年度の再評価案件３件について、いったん「事業継続」で取りまとめているが、現段階で異議意見等はないか。ないということなので、この方向で進めさせていただく。

それでは、これまでの審議を踏まえて、意見具申の取りまとめを行う。事務局より意見具申（案）の説明をお願いする。

◆［事務局］

　　資料１に基づき説明。付帯意見については、これまでの委員の意見を踏まえ、事務局で参考にたたき台を作成しているので読み上げる。

***審議対象事業の２件の事業について、特に今後の事業実施に留意すべき事項として意見を付した。***

1. ***都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業】***

***〔対応方針（原案）について〕***

***当該事業は、事業区間1.0kmのうち0.5kmが「地震時に著しく危険な密集市街地」に位置づけられていることから、道路拡幅整備を行うことにより、延焼拡大の抑止や避難路、緊急車両等の通行を確保し、防災機能強化を目的としている。また平成19年３月に一部区間が暫定整備済であり、全事業区間が供用開始した際に、第二京阪道路や国道163号と接続することにより広域的な幹線道路ネットワークが強化されると共に、物流の効率化を図ることが期待されることから、対応方針（原案）は引き続き「事業継続」としている。***

***〔審議結果と付帯意見〕***

***当該事業は、密集市街地の解消のため、現道拡幅することで、延焼拡大の抑止に寄与し、合わせて無電柱化することにより防災機能も強化されること、また、費用便益比は１を大きく上回っていることから、(原案)どおり、引き続き「事業継続」とすることに異論はない。***

***ただし、平成28年度再評価時の全体事業進捗率６％、現時点で21％であることから、令和12年度に確実に供用開始できるよう、今後も関係市と連携・協力し、より一層の事業進捗を図られたい。***

1. ***一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業】***

***〔対応方針（原案）について〕***

***当該事業は、新名神高速道路の令和５年度末全線開通に合わせて整備しており、国土軸へのアクセス強化に加え、府県間を繋ぐ広域的な幹線道路ネットワークの強化による周辺渋滞の緩和や、地域の活性化を図ると共に防災機能の向上を図ることを目的としている。また、接続する八幡京田辺インター線は暫定２車線で供用開始していることから、対応方針（原案）は「事業継続」としている。***

***〔審議結果と付帯意見〕***

***用地及び補償費などの増額により、全体事業費が大幅な増額となったが、事業が着実に進められており、事業完成後に得られる幹線道路ネットワーク強化や防災機能向上に寄与する効果に変わりはないことから、対応方針(原案)どおり、「事業継続」とすることに異論はない。***

***広域的に波及効果の高い事業であることを鑑みて、事業完了後の事後評価にて、事業効果の発現状況等を丁寧に確認すること。***

***【全体的な事業評価の進め方について】***

***上記２件の事業では、用地取得における物件の補償費用について、事業着手前に、精緻な調査ができないため、建物種別による概算額を算出していたが、事業着手後に、物件の詳細調査で算出した補償費が、当初見込み額を上回ったため、結果として、全体事業費の大幅な増額に繋がった。***

***着手前の調査であることを踏まえると、概算額となることは、やむを得ないが、評価指標の一つである費用便益比にも大きく影響を及ぼす可能性がある。よって、今後新たに着手する事業において、用地取得における物件の補償を伴う場合の概算額の算出にあたっては、事業着手後に、補償費が大幅に増大することがないよう、特に配慮すべきであり、可能な限り地域や建物の特性など、これまでの経験等のデータを体系的に整理するなどし、その精度を高める方法の検討に努めるよう求める。***

◆［部会長］

　　意見具申の表紙に「大阪府建設事業評価審議会」とあるのは、都市整備部会の審議結果がそのまま審議会の結果となるから、という理解で良いか。

◆［事務局］

　　その通りである。

◆［部会長］

　　承知。

　　委員よりご意見ご質問および修正提案等はないか。

○委員：①都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業（以下、①寝屋川大東線事業と記載）について、延焼拡大の防止や防災機能の強化についての記載があるが、渋滞解消効果についての記載が薄い印象を受ける。③一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業（以下、③長尾八幡線事業と記載）には、「府県間を繋ぐ広域的な幹線道路ネットワークの強化による周辺渋滞の緩和」という文言がある。①寝屋川大東線事業についても同様の目的をもっていたはずなので、より重みをもった記載にするべきではないか。また、付帯意見の構造が少し分かりづらい。

◆［事務局］

　　①寝屋川大東線事業の渋滞緩和効果については、資料２－１（評価調書）の「事業効果の定性的な分析」欄に記載している。この文言を追記する形で、物流の効率化や周辺道路の渋滞緩和が期待されるという趣旨で文言追加してはどうか。

◆［部会長］

　　本部会においても渋滞緩和については議論があったところなので、文言を追加したい。

　　付帯意見の構造について、【全体的な事業評価の進め方について】の書き出しが「上記２件の事業では」となっているが、ここは部会での議論全体について述べているのであり、２件の事業は顕著にその影響が出た事例に過ぎない。本来の構造としては、「個別案件」と「全体的な事業評価」という大見出しがあり、「個別案件」の中に２事業が含まれるべきだと思う。

◆［事務局］

　　付帯意見の冒頭で、「２件の事業と全般について」という形で、３本立ての項目として原文を整理してはどうか。

◆［部会長］

　　部会で議論となったのは個別の事業の話ではなく、事業評価そもそもの方法論に対する意見だったので、そのような書き出しとしたい。

○委員：①寝屋川大東線事業の付帯意見には「費用便益比は１を大きく上回っている」旨記載があるが、③長尾八幡線事業にはそのような記載がないため、費用便益比が１を下回ったのではないかという印象を与える恐れがある。

◆［部会長］

　　費用便益比は定量的で明確な判断指標であるため、付帯意見においても明示することが重要である。③長尾八幡線事業についても、依然として費用便益比が１を上回っている旨追記していただきたい。

　　また、①寝屋川大東線事業の対応方針と付帯意見に、渋滞緩和についての追記をお願いする。

　　私からの確認事項として、①寝屋川大東線事業の付帯意見の「令和12年度に確実に供用開始できるよう、今後も関係市と連携・協力し、より一層の事業進捗を図られたい。」を受けて、具体的に府としてどのようなことをされる予定か。この記載で部会としての審議結果がどこまで効果を発揮するのか確認したい。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　現時点でも地元市と連携し用地買収の協力をいただいている。今後も供用に向けて、工事着手等の際や暫定的な供用をする場合など、地元説明を行う機会もあり、段階ごとに地元市と連携協力し事業を進めていく。

◆［部会長］

　　承知。都市計画道路事業を進める際に地元市と協力するのは当然であるが、付帯意見として殊更記載しているのは、本事業は沿道が密集市街地であり、また防災機能の強化が性質として強調されているため、地域住民の方々と綿密に議論し進めなければ有効な効果を発揮しないということが背景にあることから、より一層の地元市との連携協力が必要不可欠であるという事情があるためと理解している。本件について議事録に残す形で整理したい。

　　また、③長尾八幡線事業について、「広域的に波及効果の高い事業であることを鑑みて、事業完了後の事後評価にて、事業効果の発現状況等を丁寧に確認すること。」を受けて、府として事後評価においてどのようなことを確認するのか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　本事業は、京都府およびNEXCO西日本と連携した事業である。高速道路と繋がることによる定量的・定性的効果の発現を連携して確認していくことや、例えば家具団地での地元の取り組みなどの効果の発現について、事後評価にて確認したい。

◆［部会長］

　　承知。今回の質問の趣旨は、部会として意見具申をとりまとめて終わりではなく、そのうえで府はどう対応してくれるのかということを確認したかった。事後評価において確実に検証していただければと思う。

　　【全体的な事業評価の進め方について】の書きぶりについて意見はないか。補償費の増額についてはこれまでの部会でも各委員から厳しい指摘があったが、この書きぶりで大阪府が改善に向けて動くだけの強いメッセージ性があるといえるか。

特に最後の３行、「可能な限り地域や建物の特性など、これまでの経験等のデータを体系的に整理するなどし、その精度を高める方法の検討に努めるよう求める。」という文章について、この文章にこれまでの議論が包括されているという解釈だと思われるが、個別案件に対する具体的提案や他地域の事例なども具体的に書いておくべきか。この文章をもって部会で議論したメッセージが府民へ伝わると解釈して良いか。

○委員：長期にわたる事業の概算にあたっては、補償費などさまざまな金額が変動するため、あらかじめ幅を持たせた費用便益比のシナリオ分析も必要かと思われる。記載の文面においてはその点も含め様々な意見を踏まえたものになっていると思うので、修正の必要はないと考える。

◆［部会長］

　　文章の修正意見ではないため、議事録として共有したい。シナリオ分析や感度分析については、費用便益分析マニュアルに計算方法が定められていたかと思う。マニュアル通り行うと同時に、将来の材料費や人件費の高騰が予想されるなら、過去の経験等を踏まえマニュアル以上のシナリオ分析を充実させても良いのではないか。

○委員：【全体的な事業評価の進め方について】には、記載が用地取得における物件の補償費用に限定されており、用地費に触れていないように読み取れる。用地費の評価についても部会で議論となったため、付帯意見に追加するか、議事録として共有するかしてはどうか。

⇒［都市整備部　道路整備課］

　　地価の動向は概算時点と乖離していくことは事実として有り得る。

◆［部会長］

　　買い取り価格は地価公示をベースに判断すると思うが、地価公示がそのポイントになければ推計することになり、推計を見誤れば単価が変わることもあると思う。本件については議事録に残す形で取りまとめさせていただく。

　　他に全体を通して意見はあるか。

○委員：①寝屋川大東線事業について、北側の千里丘寝屋川線事業が予定通り進む見込みであることを前提として計算していると説明を受けているが、遅延や未完により、期待される費用便益比が得られないリスクについて議事録レベルででも確認しておいた方が良いのではないか。

◆［部会長］

　　本件については部会として大きく議論したものではなく、意見を受けて府として千里丘寝屋川線事業に対してどうアクションするか想像し難いが、どうか。

◆［事務局］

　　千里丘寝屋川線については、都市整備中期計画にて、令和12年度までに着手する路線として公表しており、大阪府として事業を実施するという意思表示をしているものと認識している。

◆［部会長］

　　リスクはあるにせよ、確度が高く進むと判断されるということで承知した。本件も議事録に残す形で共有させていただく。これに限らず、道路事業全体の様々なリスクに対する対応は適切に行っていただくようお願いしたい。

全体を通じて、質問、意見等はあるか。無ければ、意見具申については、本日の修正点を含め、これで了承したいと思う。意見具申の微修正などの最終調整については、私に一任いただきたい。

以上で、意見具申の審議を終了する。

以上